

税務課からのお知らせ

税金は納期内に納めましょう

税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

◆納期限日 当月の月末

※月末が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日。

《ご注意ください》

12月分は28日が納期限日です。  
 ※平成25年度は12月28日が土曜日のため、納期限日が平成26年1月6日(月)になります。

◆納付書

各期の納付書を1期目の納税通知書送付時に年間(各期)分をまとめて送付します。

紛失しないよう、取り扱いは十分ご注意ください。  
 ※各納期限日を確認し、市役所会計課窓口か金融機関での納付をお願いします。

市税等の納付は安心・便利・

確実な口座振替をご利用ください！

◆口座振替ができる税金

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

◆口座振替ができる金融機関

- ・佐賀銀行
- ・佐賀共栄銀行
- ・九州労働金庫
- ・佐賀東信用組合
- ・佐賀県農業協同組合
- ・佐賀県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行



◆申込方法

○必要なもの

- ・振替する口座の預(貯)金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・納税通知書など振替内容が確認できるもの

○手続き方法

市内にある上記の金融機関に、必要なものを持参し、手続きしてください。

※申し込みから振替開始まで1か月ほどかかります。

※振替日は、各納期限日です。

※振替ができなかった場合の再振替は行えません。後日、『口座振替不能通知書兼納付書』を送付しますので、市役所会計窓口か金融機関で納付してください。

【問合せ】税務課(西館1階)

担当 嘉村・三ツ家

☎ 37・6103

**軽自動車税が減税になります**

身体障害者の方の移動のために所有している軽自動車が、一定の要件を満たす場合、減免の対象となります。

**◆申請を受ける前の確認事項**

- ・減免を受けられる車両は、普通自動車（県税事務所申請分）を含め1台のみです。
- ・減免を受けられた場合、福祉タクシー券の交付は受けられません。

※車両の登録事項に変更がない場合は、今回申請をする必要はありません。

**◆申請に必要な書類**

- ・障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・運転者の免許証
- ・減免を申請する車の車検証
- ・印鑑（認印で可）

**◆軽自動車税納付通知書**

※家族が所有する車を、身体障害者本人が運転する場合、または

家族運転の場合は、別に使用目的の証明書の提出が必要です。

※身体障害者手帳などに記載されている障害と等級で判定します。

社会福祉法人などが公益のため直接専用するものと認められる軽自動車も、手続きをすると減免されます。

**◆申請期限** 5月24日（金）

※申請期限を過ぎた場合は受け付けできません。

**◆申請場所** 税務課（西館1階）

詳しくはお問い合わせください。



**【問合せ】税務課（西館1階）**

担当 犬塚・中尾

☎37・6103

**平成25年度の固定資産評価の見直しを行いました**

今年度は一部、土地価格の見直し（時点修正）を行っておりますので内容を十分にご確認ください。

**◆時点修正とは？**

土地の価格は基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、原則として3年間据え置かれますが、著しい地価の下落が認められる場合、基準年度以外の年度でも価格を修正するものです。

**軽自動車税・固定資産税**

納税通知書の発送日

**5月7日（火）です**

**【問合せ】税務課（西館1階）**

担当 中島・小柳

☎37・6103

**入札結果の公表**

（3月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの）

（単位：円、％）

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
(繰越)三日月特定環境保全公共下水道事業 久本第1号管渠布設工事	西岡建設(株)・(株)下村建設・(株)政工務店 (株)大義建設・(株)エグチ・ビルド	(株)政工務店	49,140,000 (2,340,000)	53,970,000 (2,570,000)	91.05	下水道課 ☎37・6122
		(株)大義建設	32,025,000 (1,525,000)	35,070,000 (1,670,000)	91.32	
(繰越)三日月特定環境保全公共下水道事業 久本・遠江管渠布設工事	(株)中島工務店・岡本建設(株)・(株)久保建設					

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。

入札結果のとりまとめは建設課で行っていますが、入札結果の詳細は、各入札執行課へ直接お問い合わせください。

**【問合せ】建設課（東館1階） 担当 西田・右近 ☎37・6120**

中心市街地の活性化を目指して

空き店舗などを活用して  
事業を始めてみませんか？

小城市中心市街地内の空き店舗などを賃貸して、市民・来街者のニーズの高い業種や商店街の魅力を高める業種、これからの商店街形成に必要な業種の展開を目指す民間事業者やNPO法人などに対して施設改装費、店舗賃借料などを支援します。

◆対象事業

- ① 小売業・飲食業・サービス業の  
出店
- ② 保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を整備・運営する事業
- ③ 画家・彫刻家・工芸家などが作品を制作・展示・販売等を行う施設を整備・運営する事業

◆対象エリア

認定中心市街地活性化基本計画に定められた区域内の商店街（小城町の商店街）など

◆採択予定件数 2件

◆募集期間

5月1日(水)～6月28日(金)

◆補助内容

対象経費	補助率等
空き店舗等改修費	補助対象経費の80%以内、250万円を限度。 《単年度》
店舗賃貸料 ・ 広告宣伝費	《1年目》補助対象経費の90%以内、月額8万5千円を限度。
	《2年目》補助対象経費の70%以内、月額6万5千円、年額75万円を限度。

※募集要件・提出書類等の確認及び申請書は、小城市ホームページからダウンロードができます。

※募集要件・提出書類等の確認及び申請書は、小城市ホームページからダウンロードができます。

中心市街地まちづくり活動支援事業を募集します！

主体的に取り組むまちづくり活動に対して支援を行っています。

◆支援対象エリア

小城町須賀神社～小城駅前周辺  
(認定中心市街地活性化基本計画に定められた区域)

◆対象となる取り組み

- ・ 地域活性化イベント
- ・ 生活環境の保全、美化活動
- ・ 地域間交流活動
- ・ 人材育成活動

◆対象団体

- ・ 自治会
- ・ ボランティア団体
- ・ NPO法人など

◆補助内容（上限10万円）

対象経費の80%以内  
※予算の範囲内で補助します。

◆補助団体数 3団体程度

◆応募方法

活動計画書などの書類を提出してください。

※申請書は小城市ホームページからダウンロードできます。

◆応募期限 6月28日(金)

※補助は書類審査の結果で決定します。

旧小城庁舎と周辺建物を解体します

(仮称) まちなか市民交流プラザ建設のため、解体工事を開始します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力よろしくお願います。

◆工期 4月15日(月)～8月31日(土)

◆駐車場 5月12日(日)に閉鎖します。

※旧小城庁舎の南駐車場と北側駐車場は使用できません。解体工事後も埋蔵文化財調査や交流プラザ建設で使用できませんのでご了承ください。

◆工事の時間帯 9時～18時

【問合せ・応募先】

小城市中心市街地活性化推進室  
(おぎ元気館内)

担当 樋渡・西

☎ 37・6146

平成25年度小城市就学相談会の開催のお知らせ

◆就学相談ってなあに？

子どもの教育を専門にしている学識経験者や教職員が、「ことばの発達に遅れがある」「見えにくかったり聞こえにくかったりする」「手足が不自由」などの子どもさんの就学の相談に応じます。

◆就学相談の仕組み

- ・「小城市就学相談会」
- ・「特別支援学校」ごとの就学相談（8月頃に実施予定）

この相談では、平成26年度の就学に向け、お子さんにとってどのような方法で教育を受けたほうがよいか理解を深めていただくとともに、助言を行います。



《小城市就学相談会》

- ・実施日 5月28日(火)  
9時～16時
- ・相談場所 桜楽館

◆申込方法

- ・お子さんが通っている学校や幼稚園、保育所などでお申し込みください。
- ・家庭で保育されている場合は、直接ごども課へお申し込みください。

◆申込期限 5月16日(木)

【問合せ・申込み】

- ・学校教育課  
担当 白井・西原
- ・ごども課  
担当 村岡・楠田
- ☎37・6131
- ☎37・6109

河川等モニタリングカメラを活用ください

小城市内の河川や排水機場を中心に、緊急時等の対応を支援するためのモニタリングカメラを設置しています。

小城市ホームページにアクセスし、画面右側にある「小城市水害監視カメラ」のバナーをクリックしてください。ページ内の「カメラ一覧」や「マルチモニタ画面」で、現在の河川などの状況を確認することができます。

また、地図上のポイントを押すと、モニタリングカメラ設置箇所と、モニタリング画面に切り替わります。



《携帯電話でも画像を見ることが  
できます》

- ①携帯電話のバーコードリーダーで右のQRコードを読み取る。
- ②URLが表示されるので、決定ボタンを押し接続する。
- ③ページが表示されます。



【問合せ】企画課（西館2階）  
担当 副島・手島  
☎37・6116

あなたのまちの相談パートナー 人権擁護委員

市内9名の人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済や、地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるように啓発活動を行っています。

3月31日をもって、2人の委員

さんが任期満了となり再任の一人瀬一磨さん、新任の諸岡賢治さん（小城町）が法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けられました。



諸岡賢治さん

◆任期（3年間）

4月1日～平成28年3月31日

よろしくお願ひします。

【問合せ】

人権・同和对策室（西館1階）

担当 金丸・野口

☎ 37・6100

地区	氏名	電話番号
小城町	堤 敏昭	72・7506
	一ノ瀬 一磨	72・3805
	諸岡 賢治	72・6611
三日月町	西村 俊治	73・2556
	合瀬 由未子	73・2360
牛津町	中牟田 秀徳	66・0869
	貝原 三保	66・3250
芦刈町	釘本 萬壽美	66・2377
	森永 都和子	66・3003

人権のまじ

大人の発達障がい

より良い職場環境を求めて

社会教育指導員 木村

最近、会社で上司の指示が正確に伝わらずミスを多発する、同僚とうまくコミュニケーションがとれない人が増えてきています。その原因の一つとして「大人の発達障がい」があると言われています。

発達障がいとは、脳機能の発達に偏りがあり、「人の気持ちを察することが苦手」などの傾向がある一方、中には、集中力や記憶力に優れているなどの特性もあります。

かつては、少し変わっている」とされるだけで今まで見過ごされてきた人々を、孤立やつつ病からサポートしようとする動きがはじめています。

国の研究機関では、日本人の約一割に発達障がいの特性があり、うつなどになる可能性がある指摘しています。

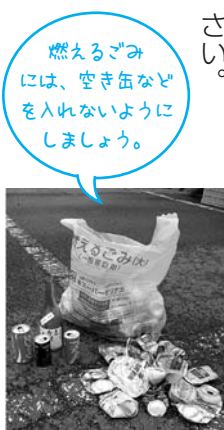
お互いの個性を尊重しあい、思いやりのある人間関係を作っていきましょう。

そのごみ、燃えるごみですか？

燃えるごみ袋の中に、燃えないごみ(空き缶、ビン、タンブラーなど)が入っている場合があります。燃えるごみの焼却は、唐津市にある「フリーンパークさが」で行っています。

ビン類や金物類が入っていると、ごみを砕く時に機械が壊れ、ごみを受け入れてもらえなくなる恐れがあります。

ビン・ガラス類や金物類は、地域の不燃物コンテナに入れてください。



詳しくは、ごみカレンダーをご覧ください。

※収集にご協力をお願いします。

【問合せ】

小城市廃棄物中継センター

担当 古賀・森

☎ 66・1630



君がいる ただそれだけで  
うれしいよ

(平成25年度児童福祉週間標語)

子どもが家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持って次世代の担い手として個性豊かにたくましく育っていく環境・社会づくりは、とても重要です。子どもの健やかな成長について考えようと、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」と定められています。

～ ご利用ください育児の援助 ～

子育てひろば

乳幼児をもつ保護者の方を対象に、親子同士の交流やサークル等の開催、育児相談などを行っています。(保育士が常駐)

	日時		場所
ゆうゆう広場	毎週 月・水・木・金曜日	10時～16時	小城市児童センター (ゆうゆう) ☎72・1300
であいの広場	毎週 火・水・木曜日		牛津保健福祉センター (アイル) ☎51・5515
なかよし広場	毎週金曜日		芦刈保健福祉センター (ひまわり) ☎73・2700

子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)



保護者が、病気や出産、冠婚葬祭など一時的に養育が困難になった時、児童養護施設で、お子さんをお預かりします。

利用者の世帯区分	1人1日あたりの利用料金	
	2歳未満児	2歳以上児
市町村民税課税世帯	5,350円	2,750円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,100円
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭	無料	無料
生活保護世帯	無料	無料

家庭児童相談

◆日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

◆相談場所 小城市役所 こども課

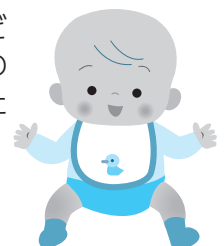
子育てに関する悩みは  
一人で抱え込まず、早め  
にご相談ください。

【問合せ】 こども課 (西館1階) 担当 福地・永淵 ☎37・6109

ファミリーサポートセンター事業 (子育て相互支援事業)

	時間	利用料金 (1時間あたり)
月曜日～金曜日	8時～18時まで	400円
	上記以外の時間	500円
土曜・日曜・祝日	8時～18時まで	500円
	上記以外の時間	600円

保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時、保育施設の時間外の託児に困った時など、登録したサポーターがお手伝いします。



◆対象 原則として小学校3年生まで

【問合せ】 小城市社会福祉協議会 ☎73・2700